

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件	一	○参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件	二
○参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件	一	○参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件	二
○参議院福島県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を定めた件	一	○参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式を定めた件	三
○参議院福島県選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件	二	○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を定めた件	三
○参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件	二	○参議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件	三

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長及び選挙長

の職務を代理すべき者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

一 選挙長

福島市八木田字並柳百六十番地の六 新妻 威男

二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市大平寺字樋田四十三番地の六 渡辺 典雄

福島県選挙管理委員会告示第六十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

投票用紙様式

おおむね8.0cm


おおむね12.8cm

**第二十一回参議院
福島県選出議員選挙投票**

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名



備考 用紙は薄黄色とし、文字及び福島県選挙管理委員会の印は黒色とする。

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における次の一に掲げる届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

一 届出の種類

- 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

- 一 場所 福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎二階応接室
- 二 日時 平成十九年八月一日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条の規定により、繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

市 町 村 名	投 票 区 名	繰 上 投 票 期 日
南会津郡檜枝岐村	尾瀬投票区	平成一九年七月二八日

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

- 一 日時 平成十九年七月十二日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十九年七月二十九日執行の参議院福島県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十九条第五項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

- 一 日時 平成十九年七月十三日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及び選挙分会長長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

一 選挙分会長

伊達郡桑折町字本町六番地 安斎 利昭

二 選挙分会長長の職務を代理すべき者

福島市大森字高畑三十六番地の三 玉井 章

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長長の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

選挙分会長長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号
福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

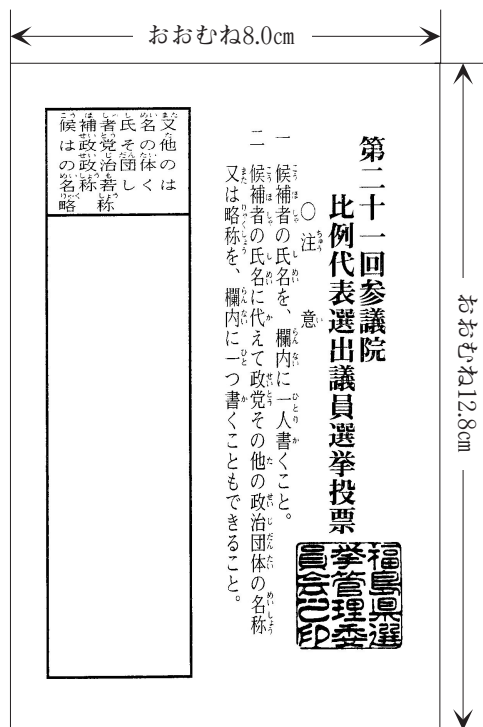
平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

投票用紙様式



備考 用紙は白色とし、文字及び福島県選挙管理委員会の印は赤色とする。

福島県選挙管理委員会告示第七十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会場の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により、次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

一 場所 福島市杉妻町二番十六号

福島県庁本庁舎二階応接室

二 日時 平成十九年八月一日午前十一時三十分

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、投票記載所における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成十九年七月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威男

一 日時 平成十九年七月十二日午後七時

二 場所 福島市杉妻町二番十六号

福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会公事務室



古紙配合率100%再生紙を
使用しています

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福 島 県
印刷所 株式会社 第一 印刷